

ハラスメントについて
相談をしたいと思ったら

ハラスメントを受けたと感じたときは、
ひとりで悩まないで相談しませんか

九州ルーテル学院大学

2026年度

ハラスメントとは

大学では、安心して学修・教育・研究・職務等に従事できる快適な環境の確保が大切であると考えています。ハラスメントは、人を傷つけ、個人の価値を否定する行為です。大学で問題とされるハラスメントは、学生、教員、職員間で起き、キャンパスハラスメントとも言います。主に以下の１～４があります。

１　セクシュアル･ハラスメント

学生、教員、職員間で修学・就業の場において相手が望まない性的な言動によって相手を不快にしたり、不利益を与えたりして、学修・就労環境を悪化させること。

【例】
〇利益（良い成績をつける、就職の便宜を図る等）を条件にして性的な要求をする。
〇教育、指導、業務中に相手へ性的な言動をする。
〇性的な嫌悪感を引き起こすような電話、メール等を送る。
〇性差別的な言動を行う。
〇ストーカー行為。

２　アカデミック･ハラスメント

研究・教育・課外活動の場において優位な力関係のもとで、教育・指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え教育・研究環境を悪化させること。

【例】
〇教員から学生へ
・正当な理由がないのに、指導やアドバイスを一切してもらえなかった。
〇教職員から教職員へ
・業務や研究を強要したり、不当に制限したりする。

３　パワー･ハラスメント

学生、教員、職員間で優越的立場にある者が、必要かつ相当な範囲を超えた言動により、身体的・精神的苦痛を与え、学修・就労環境を悪化させること。

【例】
〇正当な理由がないのに、過剰な練習、実習、業務を課された。
〇特定の人を攻撃し、周囲を萎縮させる。
〇正当な理由がないのに、活動の参加や協力をさせる。
〇不正、違法行為を強要する。

４　その他のハラスメント

学生、教員、職員間で優越的な地位の有無にかかわらず、個人の尊厳を傷つける言動・いじめにより、学修・就労環境を悪化させること。

【例】
〇直接的な暴言、過度の叱責・罵倒等の言動。
〇文書・Eメール等の間接的な誹謗・中傷・流言・仲間外れ・悪意的な妨害。

ハラスメントを受けたと思ったら

●日時、場所、内容、他の人がいたかどうか等の記録を、できるだけ詳しく残しておきましょう。
●自分にも落ち度があったのではないか、等と自分を責める必要はありません。
●ハラスメントは、行為者の思い込みでエスカレートする場合もあります。あなたが「不快に感じている」と行為者に気づかせることが大切です。信頼できる人や相談員等誰かに相談してくだい。

周りでハラスメントにあっている人がいたら

誰にも言えずに悩んでいるかもしれません。声をかけてみましょう。本人がひとりで相談に行けないときは、同行してあげてください。

相談から解決までの流れ

大学には相談員がいます。あなたの最も相談しやすい方法で連絡してください。相談者のプライバシー及び相談内容の秘密は厳守されます。また、相談したことで不利益を被ることはありませんので安心して相談してください。

どのような解決策を選択するか、相談者の希望が尊重されます。

相談

相談員と話し合いながら、気持ちや状況を整理し、解決策を考えていきます。

調査

相談者は、申し立てができます。
調査委員会が相談者（申立人）と被申立人の主張を聞きながら公正な立場で調整し、事実関係の公正な調査に基づき、問題の解決を図ります。

解決に向けて

ハラスメントについて知りたい場合は、こちらから！

https://www.klc.ac.jp/about-us/info/harassment-prevention/